

令和3年度造林事業・生産事業の
発注予定情報に係る説明会

電子調達システムの利用について

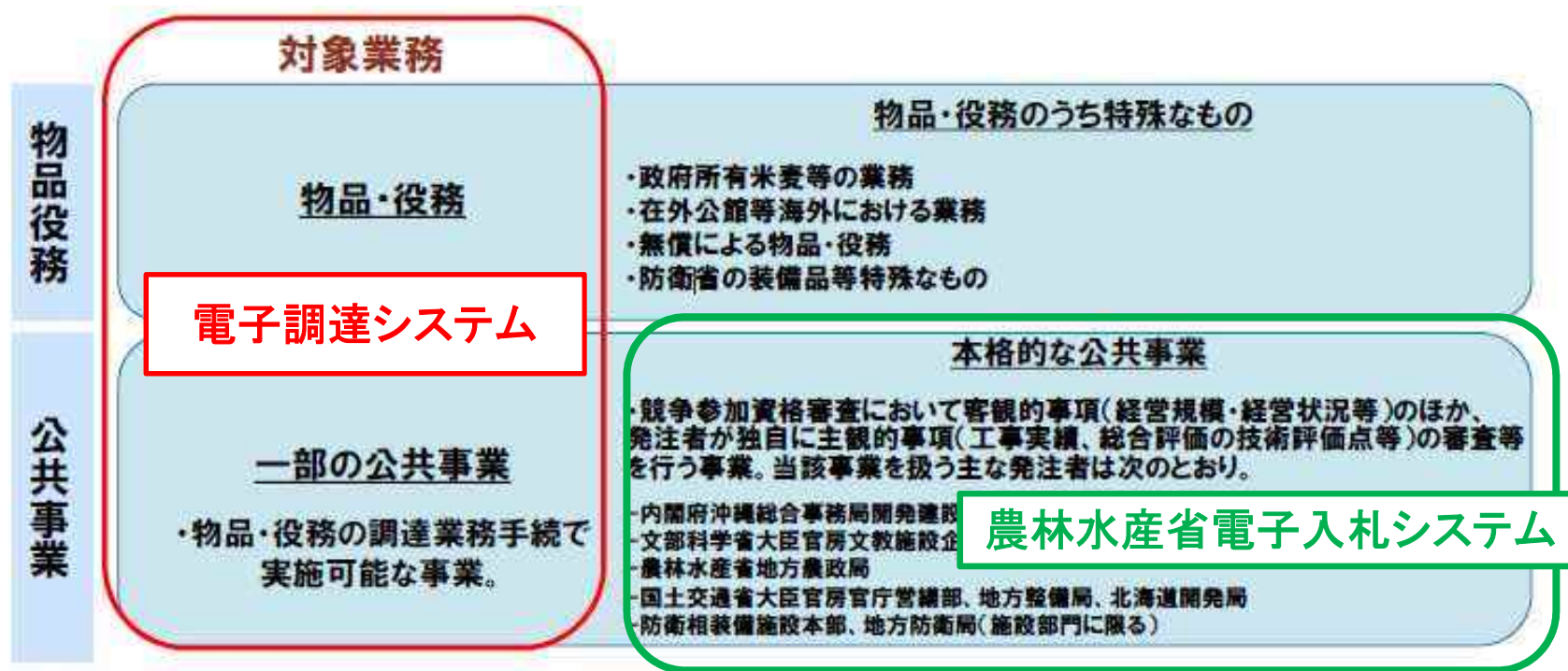
四国森林管理局 経理課

1. 電子調達システム導入の経緯

「調達業務の業務・システム最適化計画」(平成21年8月28日各府省情報化総括責任者(CIO)連絡会議決定)において、各府省等で異なる契約書等の様式及び業務処理の標準化、決裁階層の見直しを図るとともに、調達手続に係る一連の業務を電子化する「電子調達システム」を全府省等に導入するとされ、平成26年3月から各省庁において運用が開始されています。

2. 政府電子調達システムとは

政府電子調達システムとは、政府が行う、「物品・役務」及び「一部の公共事業」に係る一連の調達手続をインターネット経由で電子的に行う府省共通のシステムです。



3. 電子調達システムの導入により期待される効果

(1) 企業等の利便性の向上

- ① 調達業務への参加機会の拡大
- ② 一元的な調達情報の提供
- ③ 問い合わせ窓口の一本化

(2) 行政事務の簡素化・効率化

- ① 調達業務における契約書、検査調書等の各種様式、書式の標準化
- ② 契約件名等、一連の業務における入力情報の重複排除
- ③ 企業等のシステム利用率の促進

(3) 調達業務の信頼性の向上

- ① 進捗管理の明確化による処理遅延の防止
- ② 調達案件の一元管理による重複登録等の防止
- ③ 各種報告や分析のための統計情報の迅速な把握

4. 電子調達システムの概要及び事業者のメリット



5. 民側利用者において必要な対応

(1) 環境の準備

現在使用しているパソコンに係るハードウェア環境、ソフトウェア環境、ネットワーク環境について、政府電子調達システムの利用が可能な環境であるかどうかの確認を行う。

(2) 電子証明書の取得

電子調達システムに対応した認証局が示されており、民側利用者はその中から任意に認証局を選択し、電子証明書の申請を行う。

(3) 競争参加資格(全省庁統一資格)の取得

物品・役務に係る全省庁統一資格を保持しているかどうか確認し、資格を保持していない場合は資格の取得を行う。

(4) 利用者登録

政府電子調達(GEPS)サイトに掲載されている「電子調達システム操作マニュアル」の「利用者登録と委任編」の手順に従い登録を行う。

※事業者が紙で入札し、電子調達システムで開札、落札結果の登録を行う場合については、民側利用者において必要な対応はない。

(1) 環境の準備



ソフトウェア環境

OS	Microsoft Windows 8.1 (64bit版) ただしデスクトップモードのみ対応 Microsoft Windows 10 (64bit版)
ブラウザ	Internet Explorer 11 (32bit版) Firefox 60 (32bit版) ただしFirefox はポータルサイトのみ対応
.NET Framework	.NET Framework 4.6.1以上

(1)環境の準備



ハードウェア環境

CPU	Core 2 Duo 3GHz 同等以上推奨
メモリ	2GB 以上推奨
ストレージ	IC カードを利用する場合、ドライバ類のインストールのため 1GB 以上の空きエリアを推奨 ハードディスクドライブ(HDD)、ソリッドステートドライブ(SSD)とも に使用可能
USB ポート等	IC カードを利用する場合は必須
画面解像度	1366 × 768以上

(1)環境の準備



ネットワーク環境

接続	インターネットに接続していること
電子メール	電子メールが受信できる環境であること
プロトコル	以下のプロトコルによる通信が可能なこと ・ HTTP:Hyper Text Transfer Protocol ・ HTTPS:Hyper Text Transfer Protocol Security ・ LDAP:Lightweight Directory Access Protocol

(2) 電子証明書の取得



電子調達システム対応認証局一覧

認証局	ICカード形式	ファイル形式
株式会社NTTネオメイト (e-Probatio PS2 サービスに係る認証局)	○	×
三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社 (DIACERT-PLUSサービス)	○	×
セコムトラストシステムズ株式会社 (セコムパスポート for G-IDに係る認証局 タイプB(一般向け・属性型証明書))	×	○
株式会社帝国データバンク (TDB電子認証サービスTypeA1に係る認証局)	○	×
電子認証登記所 (商業登記に基づく電子認証制度)	○ ※ 日本電子 認証 (法人認証 カードサービ ス)	○
東北インフォメーション・システムズ株式会社 (TONX電子入札対応認証サービスに係る認証局)	○	×
日本電子認証株式会社 (AOSignサービスに係る認証局)	○	×
地方公共団体情報システム機構 (公的個人認証サービス)(マイナンバーカード)	○	×

(2) 電子証明書の取得 (取得費用)

電子証明書等の料金、価格				
認証局名	電子証明書のタイプ		電子証明書の価格 (1枚：初回発行：税抜き) ※1	備考
	ICカード 形式	ファイル 形式		
株式会社NTTネオメイト	○	×	15,000円(1年1月)～58,000円(5年)	
三菱電機インフォメーション ネットワーク株式会社	○	×	11,000円(1年)～40,000円(4年10月)	
セコムトラストシステムズ株式会社	×	○	ダウンロード：14,000円(2年1月)～21,000円(3年1月) 媒体(CDR)：16,400円(2年1月)～22,800円(3年1月)	
株式会社帝国データバンク	○	×	28,000円(2年1月)～48,000円(4年10月)	
電子認証登記所 (商業登記に基づく認証制度) ※2	○ ※3	○	2,500円(3ヶ月)～16,900円(27ヶ月) 商業登記に基づく法人認証カードサービス ※3 20,350円(3ヶ月)～72,600円(27ヶ月)	
東北インフォメーション・システムズ 株式会社	○	×	23,000円(2年1月)～44,000円(4年6月)	
日本電子認証株式会社	○	×	15,000円(1年1月)～60,000円(5年)	
地方公共団体情報システム機構 (公的個人認証：マイナンバーカード)	○	×	マイナンバーカードへの電子証明書付加 ※4	
※1 令和2年11月現在：詳細については各認証局のホームページ等でご確認ください。				
※2 商業登記に基づく法人認証制度による法人認証カードサービスです。電子証明書の取得の際、別途法務局に電子証明書発行手数料が必要です。				
※3 商業登記に基づく電子認証制度の電子証明書はファイル形式ですが、発行申請に必要なファイル等の作成から、電子証明書の取得、ICカードへの格納までを行う法人認証カードサービスを行う事業者があります。				
※4 個人事業主の方のみ利用できます。				

ICカードタイプの場合は、カードリーダー(1万円弱)が必要です。

(3) 全省庁統一資格の取得



- ・電子調達システムを利用するためには
全省庁統一資格が必要です。
- ・すでに全省庁統一資格を取得しておられる場合は、
あらためて取得する必要はありません。

(4) 利用者登録

環境が整ったら「調達ポータル」から利用者登録を行ってください

調達ポータル 調達情報の確認・入札等を、インターネットを利用して行うことができます。

操作マニュアル > | ? FAQ・お問い合わせ > ログイン

MENU

調達ポータル

調達情報の確認、入札等を行うことができるサイトです。

利用者登録はこちら > あなたへの通知を確認 >

調達ポータルをご利用になる方は、調達ポータル・政府電子調達システムを2020年（令和2年）1月6日以降利用する場合の手順（PDF形式：4.8MB）>をご確認ください。

重要なお知らせ
お知らせ一覧 >

- 調達ポータル 調達ポータル・電子調達システムプラグインのアップデートのお願い（令和02年11月12日）>
- GEPS 政府電子調達（GEPS）利用者講習会について（令和02年10月01日）>
- GEPS 令和元年度 府省等ごとの電子調達抽出件数（令和02年07月06日）>
- 調達ポータル マイナンバーカードの普及等に向けた情報システムに係る調達等における評価制度（令和02年03月27日）>

電子調達システムを利用する

電子調達システムによる入札は下記のホームページから行います。

- ・「電子調達システム(GEPS)」

<https://www.geps.go.jp/bizportal/>

- ・「調達ポータル」

<https://www.p-portal.go.jp/>

政府電子調達(GEPS)

<https://www.geps.go.jp/bizportal/>



政府電子調達(GEPS)

検索 検索

調達情報の確認・入札等を、インターネットを利用して行うことができます。

重要なお知らせ

▶ 調達ポータル・電子調達システムプラグインのアップデートのお願い

「調達ポータル・電子調達システムプラグイン及び電子調達システム用プログラムインストーラー」に用いているコード署名証明書が2020年11月30日をもって失効するという連絡が当該証明書発行認証局よりありました。

これに伴い、新しい「調達ポータル・電子調達システムプラグイン及び電子調達システム用プログラムインストーラー」を公開しました。

失効する前に新しいインストーラーにてアップデートをお願いいたします。

《アップデート手順》

アップデート手順は、調達ポータル・政府電子調達システムを利用する場合の手順(外部リンク)の「5. 調達ポータル・電子調達システムプラグインのアップデート」をご参照ください。

インストーラーは、調達ポータル・電子調達システムプラグイン及び電子調達システム用プログラムインストーラー(外部リンク)にて公開しております。

《2020年11月30日までにアップデートしなかった場合の影響》

・ご利用の環境によっては、調達ポータルおよび電子調達システムに電子証明書を使用したログインができない可能性があります。

お知らせ

▶ 調達ポータル・電子調達システムプラグインのアップデートのお願い

「調達ポータル・電子調達システムプラグイン及び電子調達システム用プログラムインストーラー」に用いているコード署名証明書が2020年11月30日をもって失効するという連絡が当該証明書発行認証局よりありました。

これに伴い、新しい「調達ポータル・電子調達システムプラグイン及び電子調達システム用プログラムインストーラー」を公開しました。

※... (一部省略)

過去のお知らせ

▶ 他のお知らせを表示する

▶ 2020年11月12日

[調達ポータル・電子調達システムプラグインのアップデートのお願い](#)

▶ 2020年11月4日

[臨時メンテナンス等に伴うシステム停止について](#)

▶ 2020年11月2日

[調達ポータル・電子調達システムプラグインのアップデートのお願い](#)

▶ 2020年10月16日

[臨時メンテナンス作業に伴うシステム停止のお知らせ\(2020年10月24日\(土\)10時00分～26日\(月\)08時30分\)](#)

▶ 2020年9月11日

[関連システムのメンテナンス作業に伴うシステム停止のお知らせ](#)

▶ 2020年8月24日

[関連システムのメンテナンスに伴うサービス利用制限について\(2020年08月30日\(日\)～31日\(月\)\(予定\)\)](#)

▶ 2020年8月18日

[タイムスタンブサービスのメンテナンスのお知らせ\(2020年8月23日\(日\)23:00～24日\(月\)06:00\(予定\)\)](#)

電子調達システムの画面

調達ポータル

調達ポータルで利用者登録した代理人の方が電子入札や電子契約をすることができるよう、委任状作成に関する「委任編」を用意いたしましたのでご利用ください。

・[電子調達システム簡易マニュアル\(委任編\)](#)

電子入札の実施にあたり、要点、操作画面等をまとめた「入札業務編」を用意いたしましたのでご利用ください。

・[電子調達システム簡易マニュアル\(入札編\)](#)

▶ 操作マニュアルのご案内

詳細な環境設定や操作方法については、[電子調達システム操作マニュアル](#)において、PDFファイルで用意しております。

▶ 政府電子調達(GEPS)利用者講習会について

▶ 2020年11月に開催する政府電子調達(GEPS)利用者講習会のお知らせ

2020年の政府電子調達(GEPS)利用者講習会については、東京会場(11月10日(火)～12日(木))、博多会場(11月16日(月)～17日(火))、大阪会場(11月19日(木)～20日(金))、札幌会場(11月24日(火)～25日(水))で開催いたします。申し込みは2020年10月1日(木)より開始となります。詳しくは、政府電子調達(GEPS)利用者講習会開催のご案内をご覧ください。

▶ 2020年11月開催の政府電子調達(GEPS)利用者講習会 資料配布のご案内

政府電子調達(GEPS)利用者講習会の資料を、以下に掲載します。

- ・[利用者講習会テキスト](#)
- ・[利用者講習会テキスト別紙1](#)
- ・[利用者講習会テキスト別紙2](#)
- ・[Webチュートリアル操作手順書](#)

別紙1は、事前準備(機材環境、電子証明書取得等)に関するチェックリストになっています。本システムを初めて利用される場合等のチェックリストとして、ご利用ください。

各種の簡易マニュアル、操作説明会のテキストが取得できます。

電子調達システム Webチュートリアル

「Webチュートリアル」で
電子入札を疑似体験、操作方法の習熟をすることができます。



利用者申請・更新

調達ポータルで利用者情報の申請/利用者情報の更新/電子証明書の更新を行います。
※電子調達システムをご利用になる方は調達ポータルでの利用者情報の申請が必要となります。

口座・委任管理

調達ポータルでの利用者申請完了後に、電子調達システムで利用する口座情報の登録および委任状作成・承認を行います。

外部サイトマーク: 外部サイトに遷移します。別のウィンドウが開きます。

入札業務

入札結果情報の確認を行う

入札結果確認

契約や請求を行う

契約業務

利用方法

電子調達システムの利用開始方法
電子調達システム操作マニュアル

システム利用支援

FAQ・お問い合わせ
Webチュートリアル
用語集

サイトの説明

電子調達システムのご紹介
電子調達システムのご利用について
本ポータルサイトについて
セキュリティについて
サイトマップ

リンク集

政府関連リンク
その他リンク

Copyright (c) 2020 Ministry of Internal Affairs and Communications. All Rights Reserved.

調達ポータル

<https://www.p-portal.go.jp/>

The screenshot shows the homepage of the Procurement Portal (調達ポータル). The header includes the portal's logo and name, a brief description of its functions (confirmation of procurement information and tender submission), and links to the operation manual, FAQ, and login. A main banner area features the portal's logo, a description, and buttons for user registration and notification confirmation. A yellow-bordered box contains a notice about the system's update in 2020. At the bottom, a sidebar lists important notices, including updates to the GEPS system and the tender evaluation system.

調達ポータル 調達情報の確認・入札等を、インターネットを利用して行うことができます。

[操作マニュアル](#) > | [FAQ・お問い合わせ](#) > [ログイン](#)

MENU

調達ポータル

調達情報の確認、入札等を行うことができるサイトです。

[利用者登録はこちら](#) > [あなたへの通知を確認](#) >

調達ポータルをご利用になる方は、**調達ポータル・政府電子調達システムを2020年（令和2年）1月6日以降利用する場合の手順（PDF形式：4.8MB）** > をご確認ください。

重要なお知らせ
[お知らせ一覧](#) >

- [調達ポータル](#) 調達ポータル・電子調達システムプラグインのアップデートのお願い（令和02年11月12日） >
- [GEPS](#) 政府電子調達(GEPS)利用者講習会について（令和02年10月01日） >
- [GEPS](#) 令和元年度 府省等ごとの電子調達抽件数（令和02年07月06日） >
- [調達ポータル](#) マイナンバーカードの普及等に向けた情報システムに係る調達等における評価制度（令和02年03月27日） >

調達ポータル

各業務をクリックすると該当画面に移ります。

調達情報・事業者情報を探す

🔍 調達情報を探す

調達ポータルに登録されている調達情報を検索することができます。

🔒 マークがついたボタンは、ログインが必要です。

❓ マークは、クリックで項目の説明を表示します。

調達情報検索



Search of Procurement
Information



英語版 (English)

調達情報の条件を指定すると、条件に合う調達情報が公開されたときに通知を受け取ることができます。❓

調達情報の条件を指定



あなたへの通知を確認



⬆
この画面の
先頭へ

四国森林管理局HP

トップ> 公売・入札情報等.....画面の最下部

The screenshot shows the website interface with several red annotations. A red box highlights the '電子調達システムに関する説明会の資料等はここから取得できます' (Materials for the explanation meeting of the electronic procurement system can be obtained from here) link. Another red box highlights the '電子調達システムの利用について' (About the use of the electronic procurement system) section, which contains the link '四国森林管理局における電子調達システムの利用について' (About the use of the electronic procurement system in the Shikoku Forest Management Agency). A red line connects the two boxes, indicating the flow of information.

政府電子調達 (GEPS) 政府電子調達 (GEPS) 利用者登録 (代理人) 電子調達システム操作マニュアル... 公売・入札情報：四国森林...

[公売・入札等に関するお知らせはこちら（発注見通しを含む）](#)

[四国森林管理局調達情報メールマガジン配信のお知らせ](#)

[四国森林管理局国有林材の販売情報メールマガジン配信のお知らせ](#) New

入札・調達に関する注意

[入札・調達に関する注意はこちら](#)

電子調達システムの利用について

[四国森林管理局における電子調達システムの利用について](#)

公式SNS   

[関連リンク集](#) [林野庁
トップページへ](#)

四国森林管理局 住所：〒780-8528 高知県高知市丸ノ内1-3-30
電話：088-821-2210（代表）
法人番号：4000012080002

[ご意見・お問い合わせ](#) [アクセス・地図](#)

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

Copyright : SHIKOKU Regional Forest Office

このページ
の先頭へ

電子調達システムの 利用をお願いします

四国森林管理局経理課

電子調達システム Q & A（事業者用）

【問】

電子調達システムによる発注業務のシステム化を進めることにより、事業者にどのようなメリット、デメリットがあるのか。

【答】

電子調達システムによる発注業務のシステム化により、事業者のメリットとして入札書類等の持ち込みに要する時間や各種経費の削減、デメリットとして電子調達システム利用環境の整備費用が考えられます。

【問】

電子調達システムを使用可能な業務の範囲は。

【答】

電子調達システムは、物品・役務（製造の請負、物件の貸借、運送及び保管等を含む）並びに簡易な公共事業（公共工事、建設コンサルタント業務等のうち、「公共事業支援システム（官庁営繕業務を含む）の対象業務」を除く）における、「入札」「契約」「検査」「請求」「支払」一連の発注業務について対応しています。

なお、他部局の状況を確認しながら、当面は「入札」業務を対象としています。

【問】

電子調達システムの運用開始後、紙による入札等を行うことは出来るのか。

【答】

電子調達システムの運用開始後、当面の間については、紙による入札も可能です。

【更問1】

紙による入札が可能となっているが、入札書を投函する入札箱はどのようなになるのか。

【答】

入札書を郵送された場合は、開札日までの間、発注を行った森林管理局署等において、施錠可能な什器等で一時的に保管を行います。

その後、開札日に入札執行官において入札箱へ投函を行います。（投函にあたっては、執務室で行うのではなく、入札を実施する会場において行います。）

なお、紙で持参した場合又は郵送された場合は、入札を実施した会場において、紙入札事業者に対し、落札結果の読み上げを行います。

【更問２】

紙による入札はどの様に処理されるのか。

【答】

開札後、各森林管理局署等において、電子調達システムへ開札結果等の情報登録を行います。

その後、電子調達システムに予定価格を入力し、電子調達システムを利用して入札した事業者（以下、「電子事業者」という。）の入札金額と紙入札による事業者（以下「紙事業者」という。）の入札金額を併せて開札し、落札判定を行います。

【更問３】

落札宣言はいつ、誰が、どのように実施するのか。

【答】

電子入札を可とした入札については、電子調達システム上で電子開札、落札宣言を行います。

紙事業者がある場合は、入札会場において開札結果をお知らせします。

【問】

事業者が電子調達システムを使用するためには、何を準備する必要があるのか。
また、初期費用はどの程度か。

【答】

電子調達システムを利用するにあたり、パソコン及びインターネット環境を整備していただく必要があります。

その後、電子調達システムポータルサイトへ掲載されているマニュアルに基づき、利用環境の準備、電子証明書の取得、利用者登録を行っていただきます。

また、初期費用について、パソコンやインターネット環境の整備に必要な経費のほか、電子証明書（ＩＣカード又はファイル）の発行（７，６００～１５，０００円／年）及びカードリーダーの購入経費（６，５００～９，５００円程度）が考えられます。なお、電子証明書については、認証局（電子証明書発行機関）により有効期間（３ヶ月、１～５

年、2年、4年）やICカード又はファイルどちらを選択したかにより購入経費が異なります。（ICカードとファイルどちらを選択しても機能の違いはありませんが、ファイルを選択された場合、別途、セットアップが必要となります。）

なお、1年間の有効期間で電子証明書の発行を行う場合、事業者の負担額はICカードを選択された場合は約17,000円から25,000円、ファイルを選択された場合は約8,000円となります。（以下の表を参照）

単 位：円(税抜き)

	認証局 (電子証明書発行機関)	URL	有効期間	費用		
				合計	電子 証明書	ICカード リーダー
IC カード	株式会社NTTネオメイト	http://www.e-probatio.com/	1年～5年	24,500	15,000	9,500
	三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社	http://www.diacert.jp/plus/	1年～3年、4年10ヶ月	17,500	11,000	6,500
	株式会社帝国データバンク	http://www.tdb.co.jp/typeA/index.html	2年～5年	19,940	13,440	6,500
	東北インフォメーション・システムズ株式会社	https://www.toinx.net/ebs/info.html	2年1ヶ月、4年6ヶ月	20,540	11,040	9,500
	日本電子認証株式会社	https://www.ninsho.co.jp/aosign/	1年1ヶ月～4年1ヶ月、5年	24,000	15,000	9,000
フ ァ イ ル	電子認証登記所	http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00028.html	3ヶ月～27ヶ月(3ヶ月単位)	7,900	7,900	(不要)
	セコムトラストシステムズ株式会社(CD-R媒体)	https://www.secomtrust.net/service/ninsyo/forjtd.html	2年、3年	7,600	7,600	(不要)

(注) 上表については、参考として整理したものであり、電子調達システム導入時期によっては、実際と異なる場合があります。

【問】

事業者が電子調達システムを使用する場合、入札毎に使用料は発生するのか。

【答】

事業者が電子調達システムを利用するにあたり、入札毎の使用料等は発生しません。

【問】

電子入札システムと電子調達システムを同じパソコンで併用することは可能か。

【答】

治山や林道の土木工事の入札において使用している電子入札システムと、物品調達や素材生産事業等の入札で使用する電子調達システムとは異なるシステムであり、同一端末で併用した利用は動作保証対象外となるため、併用しての利用はしないでください。

【問】

他省庁で行われている電子調達システムによる入札へ参加している事業者については、そのまま、森林管理局署等で行われる入札へ参加することは可能か。

【答】

既に他省庁において物品調達などで電子調達システムにより行われている入札へ参加されている事業者については、すでに利用されている電子証明書を使って、森林管理局署等で行われる電子調達システムによる入札へ参加可能です。

【問】

役務の資格のみを有している事業者が、誤って物品の調達案件に申請を行った場合、入札に参加できるのか。

【答】

開札前に、当該入札を行う森林管理局署等が電子調達システム上で誤って申請した事業者に対して「無効通知書」を発行することにより、当該入札の参加資格がなくなります。

【問】

事業者への周知等については、どのように行うのか。

【答】

事業者への周知等については、今回実施する説明会、森林管理局HPへの掲載等により周知することとします。

【問】

事業者向けの操作説明会等は行われるのか。

【答】

林野庁本庁、各森林管理局署等での操作説明会は予定しておりません。

電子調達システムにおける発注者及び事業者向けの操作説明会等については、年1回（例年10月～11月）総務省主催で開催されています。（令和元年度は東京・大阪で開催）

また、操作説明会の他に、電子調達システムポータルサイトにおいて、事業者の練習環境（Webチュートリアル）が設置されており、指定のシナリオに基づく、「入札」「契約締結」「納品」「検査」「請求」の操作手順を確認する事が可能です。

【問】

電子調達システムにおける電子認証を受けないと、電子調達システム上の入札公告を閲覧できないのか。

【答】

電子調達システムにおける電子認証を受けていなくても、電子調達システムにおいて調達情報を閲覧できます。

なお、従前のおり、電子調達システムによる入札についても、森林管理局署等のHP等へも入札公告の掲載を行います。

<参考>

入札公告の閲覧場所（調達ポータル）

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101#search-info>

【問】

応札額が予定価格超過となった場合、その場で再入札を行うことは可能なのか。
また、入札不調が続いた場合、不落随契を行うことは可能なのか。

【答】

電子開札により応札額が予定価格を超過した場合、同日付けで再入札を行うことは可能です。ただし、入札参加事業者への通知書発行等の時間を考慮すると、1～2時間程度の間隔を開けることが想定されます。

また、入札不調による不落随契についても、電子調達システムにより行うことは可能です。

【問】

競争参加資格確認申請書類については、電子調達システムにおいて提出するのか、従来どおり、紙により提出をするのか。

【答】

競争参加資格確認申請書類については、電子入札又は紙入札どちらで応札を行う

かにより対応が異なります。電子入札を行うのであれば、電子調達システムにおいて提出していただきます。紙による入札の場合は、紙により提出していただきます。

（競争参加資格確認申請書類を電子により提出された事業者については、入札書を紙による提出へ切り替えることが可能ですが、競争参加資格確認申請書類を紙により提出された事業者については、入札書を電子による提出へ切り替えることができません。）

また、競争参加資格確認申請書類を電子調達システムで提出する場合は、提出後、取下げができないことから注意する必要があります。

【問】

電子調達システムにおいて、一般競争入札（最低価格落札方式）以外に、一般競争入札（総合評価落札方式）の使用は可能か。

【答】

電子調達システムにおいて、一般競争入札（総合評価落札方式）を行うことは可能です。

なお、電子調達システムにおける技術提案書の提出にあたっては、1ファイル最大で3MB、50ファイル、合計ファイルサイズは最大10MBまで添付可能となっています。（圧縮を行ってもこれらの上限を超過する場合は、郵送（簡易書留に限る。）、電送又は電子メールで送付いただくこととなります。）

また、技術提案資料を電子調達システムで提出する場合は、提出後、取下げができないことから注意する必要があります。

【問】

現場系役務契約で整理されている「素材生産事業等（造林事業を除く。）」とは、どのような契約が含まれるのか。

【答】

素材生産事業等（造林事業を除く。）に含まれる契約については、木材供給による素材生産事業や、搬出を伴う伐採系森林整備事業、収穫調査、検知業務、巡視業務、鳥獣被害対策業務等が含まれます。

【問】

本社において電子証明書を取得した場合、支社で電子証明書を取得しなくても、

本社の I C カードを利用し、電子入札システムは利用できるのか。

また、支社に対して、I C カードを複数枚発行することはできるのか。

【答】

本社において電子証明書を取得した場合、本社の電子証明書により、支社において電子入札システムを利用することは可能です。

ただし、本社で取得した電子証明書について、支社に対して I C カードを複数枚発行することについては、認証局により取り扱いが異なりますので、申請を予定している認証局へ事前に確認をお願いします。

事業者向け説明会で出された質問とその回答

(令和2年11月25日～12月8日開催分)

Q1 電子入札で参加し、再入札になると、電子調達システム画面上でリアルタイムに確認できるのか。

A1 電子事業者として参加した場合、開札の時間にはPCの前で待つ必要があります。開札の結果、再入札になれば、電子調達システムから再入札日時の通知が送られます。

Q2 不具合が起こり、入札に参加できない場合の対応いかん。

A2 入札書提出期間に自然災害等により通信網が遮断され入札参加者全員が入札困難となるような場合は、入札の延期等の措置を講ずることとなると考えられます。また、そのほか、例えばカードリーダーの不具合等が発生した場合、入札書提出期限前であれば、発注する担当部局までご相談をいただければ、電子入札から紙入札へ切り替えることは可能です。

Q3 電子調達システムを活用した提案書等の申請書類について、作成資料は従前と一緒なのか。

A3 作成資料は、提出方法が異なるだけで、電子調達システムによる場合も従前と同じです。PDFやエクセル形式等の電子ファイルで電子調達システムから送付して頂くこととなります。

Q4 提案書等の申請書類を電子調達システムで送付する場合、押印は必要ないのか。

A4 電子調達システムは電子証明書を使用したシステム内で提案書等の送受信を行いますので、申請事業体で作成した提案書等への押印は不要です。

ただし、添付証明書の契約書写しの印影等は必要な場合もありますので、押印等の取扱いの詳細については、調達案件毎の入札公告等をご確認ください。

Q5 電子入札方式と紙入札方式の場合、入札時間の取扱いいかん。

A5 紙入札方式及び電子入札方式の入札締切日時は一緒です。

一方、入札書の受付開始については、電子入札の場合は、入札締切日の数日前から入札できるように電子調達システムで設定を行っています。

Q6 電子入札の場合、入札書が送信できたかについては電子調達システムで確認できるのか。

A6 電子調達システムから、入札を受け付けた旨の通知が送付されます。

Q7 電子調達システムで再度の提案書提出は可能か。

A7 取り下げることはできませんが、申請期間内で発注者の許可があれば再提出は可能です。再提出の必要がある場合は発注する担当部局までご連絡ください。

Q8 前述の場合、電子調達システムから訂正した旨の通知があるのか。

A8 電子調達システムからは提案書を受領した旨の通知が送付されます。

Q 9 支社の電子証明書を作る場合、本社から委任されたことについて、発注者が確認可能な手続きをとる必要があるのか、

A 9 支社の電子証明書を作成し、本社の代理人登録を行えば、電子調達システムで様々なタイプの委任状を作成可能です。当該委任状は、電子調達システムで官側担当が確認可能であり、委任状をこちらへ紙で提出いただくことは必要ありません。

Q 1 0 共同事業体で電子入札に参加する場合は、共同事業体として電子証明書を作成すべきか。

A 1 0 特定共同事業体は協定に基づく一時的な形態であり、電子証明書を取得することはできません。

特定共同事業体が電子調達システムにより入札を行う場合は、当該入札の権限を有する代表企業（代表者）の電子証明書を使用して入札を行うことは可能です。この場合、特定共同事業体名での競争参加資格申請書、技術提案書等及び入札に関する権限を代表企業（代表者）が有する旨の記載がある有効な協定書を添付していただく必要があります。

ただし、特定共同事業体としての電子証明書が作成できないため、今後導入が予定されている電子契約を行うことはできません。

Q 1 1 今後、紙による入札はいつまで認めるのか。

A 1 1 例えばカードリーダー等の不具合により電子入札から紙入札に切り替える可能性もありますので、紙入札を認める期限を定めることは考えておりませんが、今後は電子入札を基本として実施することとしております。

Q 1 2 素材生産事業について、電子調達システムによる入札はいつから行うのか。

A 1 2 素材生産事業については、令和2度中は各署等で準備が整い次第、試行的に電子調達システムにより実施することとしています。令和3年度からは原則、電子調達システムを活用して入札を実施することとしています。

Q 1 3 調達ポータルで調達案件を検索した際に、公告は確認できるが、その他の閲覧資料は確認できなかった。電子調達システムで閲覧資料の取扱いかん。

A 1 3 利用者の利便性を考慮し、一部の調達案件を除き、令和3年4月より調達ポータルから全ての閲覧資料をダウンロードできるよう、取り組む予定です。これに伴い、局HPには入札公告及び調達ポータルのURLを掲載する予定です。

Q 1 4 閲覧は署等に行くべきなのか。

A 1 4 閲覧資料については、令和3年4月以降は調達ポータルからダウンロードできるよう掲載し、森林管理署等に赴くことなく全ての閲覧資料が取得できるよう取り組む方針ですが、署等においても引き続き閲覧することが可能とする考えです。

Q 1 5 電子証明書を取得して調達ポータルサイトでログインする際、証明書に係る何らかの

入力が必要か。

A 1 5 調達ポータルへの入口によっては、P I N番号の入力を要する場合があります。

Q 1 6 造林事業についての公告、入札方式の取扱いかん。

A 1 6 造林事業の電子調達システムによる入札については、現在検討中です。造林事業については、令和3年4月以降も電子調達システムを活用することなく、局HPへ公告や閲覧資料を掲載し、紙入札方式で実施します。

Q 1 7 製品生産事業と造林事業が一体となった、一括発注の場合の公告、入札方式の取扱いかん。

A 1 7 造林事業を含む一括発注の場合、従来どおり、局HPへ公告や閲覧資料を掲載し、入札も従来どおりの紙入札方式となります。